

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第76期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 伊藤 正 雄

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045—470—7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045—470—7253

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

		頁
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	2
4	従業員の状況	2
第2	事業の状況	3
1	生産、受注及び販売の状況	3
2	事業等のリスク	4
3	経営上の重要な契約等	4
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3	設備の状況	6
第4	提出会社の状況	7
1	株式等の状況	7
(1)	株式の総数等	7
①	株式の総数	7
②	発行済株式	7
(2)	新株予約権等の状況	11
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4)	ライツプランの内容	12
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6)	大株主の状況	12
(7)	議決権の状況	13
①	発行済株式	13
②	自己株式等	13
2	株価の推移	13
	当該四半期累計期間における月別最高・最低株価	13
3	役員等の状況	13
第5	経理の状況	14
1	四半期連結財務諸表	15
(1)	四半期連結貸借対照表	15
(2)	四半期連結損益計算書	17
	第1四半期連結累計期間	17
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
	四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更	19
	表示方法の変更	19
	簡便な会計処理	19
	四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理	19
	注記事項	20
	事業の種類別セグメント情報	22
	所在地別セグメント情報	22
	海外売上高	22
	セグメント情報	23
2	その他	25
第二部	提出会社の保証会社等の情報	26
第1	保証会社情報	26
1	保証の対象となっている社債	26
2	継続開示会社たる保証会社に関する事項	26
(1)	保証会社が提出した書類	26
①	有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書	26
②	臨時報告書	26
③	訂正報告書	26
(2)	上記書類を縦覧に供している場所	26
3	継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項	26
第2	保証会社以外の会社の情報	26
第3	指数等の情報	26
監査報告書		27

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第75期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第76期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第75期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (百万円)	6,822	7,080	29,819
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△232	16	△413
四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△166	△151	△194
純資産額 (百万円)	3,734	3,301	3,407
総資産額 (百万円)	25,185	25,927	25,459
1株当たり純資産額 (円)	47.49	40.17	42.65
1株当たり四半期 (当期)純損失(△) (円)	△3.99	△3.64	△4.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.6	12.0	12.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△60	△176	782
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△372	△462	△1,088
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	622	1,254	701
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,184	2,020	1,388
従業員数 (名)	2,695	3,012	3,087

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	3,012
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	626
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
コンデンサ	1,945	+11.6
プリント回路	5,177	+0.5
合計	7,122	+3.3

(注) 1 上記の金額は販売価格により算出しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
コンデンサ	2,298	+10.9	1,489	+26.7
プリント回路	5,467	+5.8	1,807	+30.4
合計	7,765	+7.3	3,296	+28.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
コンデンサ	1,976	+9.6
プリント回路	5,103	+1.7
合計	7,080	+3.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、好調な外需に支えられ輸出や生産活動が緩やかに回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、生産活動、消費動向などに影響があらわれ、先行き不透明な状況となりました。

当社グループの主要市場である電子機器分野におきましても、自動車関連やデジタル関連機器などで需要が回復基調で推移いたしましたが、収益面では円高の進行や原材料価格の高騰など、厳しい状況で推移いたしました。

当社グループにおいては、東北地域にある製造子会社のエルナー東北(株)が震災の影響を受けました。コンデンサを製造する青森工場は、生産活動に支障をきたす被害はなく、すぐに生産活動を再開いたしました。プリント配線板の内層基板の生産の一部を担う白河工場は、建屋及び製造設備の一部が損傷したほか、断水となり、3月末まで稼働が停止いたしました。震災後、懸命の復旧作業と水道などのインフラの回復により、4月1日には全面稼働しております。

このような状況の中で当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、高付加価値品の拡販や原価改善に努めた結果、連結売上高70億8千万円(前年同四半期比3.8%増)、連結営業利益1億5千5百万円(前年同四半期は連結営業損失1億6千4百万円)、連結経常利益1千6百万円(前年同四半期は連結経常損失2億3千2百万円)となりましたが、震災の影響による工場操業停止期間中の固定費や原状回復費用などの災害による損失のほか会計基準の変更に伴う資産除去債務の過年度費用分などの特別損失の計上により、連結四半期純損失は、1億5千1百万円(前年同四半期は連結四半期純損失1億6千6百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、円高が進行し高止まりで推移しているもののグローバルな受注獲得による売上拡大や工場の生産性向上などに努めた結果、連結売上高19億7千6百万円(前年同四半期比9.6%増)、連結営業利益5千8百万円(前年同四半期は連結営業損失1億1千7百万円)となりました。

プリント回路事業におきましては、震災による製造子会社の稼働停止や原材料価格の高騰があったものの、高付加価値品の拡販、生産性改善やコスト削減などに努めた結果、連結売上高51億3百万円(前年同四半期比1.7%増)、連結営業利益9千7百万円(前年同四半期は連結営業損失4千7百万円)となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しておりますが、セグメント区分の変更がないため、前年同四半期における事業の種類別セグメント情報との比較数値を記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ流動資産が6億2千3百万円増加し、固定資産が1億5千4百万円減少した結果、259億2千7百万円となりました。

この主な要因は、現金及び預金の増加6億3千2百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ流動負債が9億4千8百万円増加し、固定負債が3億7千4百万円減少した結果、226億2千6百万円となりました。

この主な要因は、借入金の増加14億3千2百万円および支払手形及び買掛金の減少7億4千1百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純損失の計上などにより、前連結会計年度末に比べ1億5百万円減少し、33億1百万円となりました。この結果、自己資本比率は0.6%減少し、12.0%となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ6億3千2百万円増加し、20億2千万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は、1億7千6百万円（前年同四半期は6千万円の支出）となりました。この主な要因は、減価償却費が4億4千1百万円あり、売上債権が1億5千3百万円減少しましたが、仕入債務が8億3千4百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は、4億6千2百万円（前年同四半期は3億7千2百万円の支出）となりました。この主な要因は、固定資産の取得による支出4億3千万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果得られた資金は、12億5千4百万円（前年同四半期は6億2千2百万円の収入）となりました。この主な要因は、借入による収入であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は9千5百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,800,000
A種優先株式	15,000,000
計	82,800,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,611,458	41,611,458	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 1
A種優先株式	15,000,000	15,000,000	—	(注) 2
計	56,611,458	56,611,458	—	—

(注) 1 普通株式は、全て議決権を有しており、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数 1,000株

(2) A種優先配当金

(イ) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。

(ロ) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後に、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。なお、議決権に差異を設けた理由は、当社の資金調達手段の選択肢を広げるためである。

(5) 転換請求権

A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、当社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。

① 転換請求期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。

② 転換の条件

(ア) 当初転換価額

当初転換価額は、100円とする。

(イ) 転換価額の調整

(a) 以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。）（以下、「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数－自己株式数）」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times (\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後転換価額}}$$

(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式その他の証券もしくは当社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合も含む。）

調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生じる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普

通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。

- (iv) 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (v) 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。
- (c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(a)(ii)但書の場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。
- (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記(a)(i)の転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合（普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくはは

新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。

(ii) 上記(a)(ii)の株式の分割をする場合は0円

(iii) 上記(a)(iii)の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)(iii)で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額

(iv) 上記(a)(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額

(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

③ 転換により交付すべき普通株式数

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 一斉転換条項

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下、「一斉転換基準日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に對し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	—	普通株式 41,611,458 優先株式 15,000,000	—	3,508	—	496

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)「株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,540,000	41,540	—
単元未満株式	普通株式 52,458	—	—
発行済株式総数	56,611,458	—	—
総株主の議決権	—	41,540	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式225株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エルナー株式会社	横浜市港北区新横浜 三丁目8番11号	19,000	—	19,000	0.03
計	—	19,000	—	19,000	0.03

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	101	106	98
最低(円)	85	92	50

(注) 1. 株価は、東京証券取引所(市場第二部)の市場相場によるものであります。

2. 上記の株価は、当社の普通株式に係るものであり、当社A種優先株式は非上場のため該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動はありません。なお、久野資洋(プリント回路事業本部営業部長)が平成23年4月1日付けで執行役員に就任しております。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,470	1,838
受取手形及び売掛金	5,998	6,008
商品及び製品	2,487	2,257
仕掛品	1,197	1,298
原材料及び貯蔵品	1,660	1,715
その他	226	297
貸倒引当金	△54	△51
流動資産合計	13,987	13,364
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,064	4,112
機械装置及び運搬具(純額)	3,927	4,027
土地	2,479	2,476
建設仮勘定	352	346
その他(純額)	527	520
有形固定資産合計	※1 11,350	※1 11,482
無形固定資産		
のれん	59	63
その他	140	133
無形固定資産合計	200	197
投資その他の資産		
投資有価証券	156	179
その他	2,065	2,069
貸倒引当金	△1,834	△1,834
投資その他の資産合計	388	414
固定資産合計	11,939	12,094
資産合計	25,927	25,459

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,029	5,770
短期借入金	5,113	3,441
1年内返済予定の長期借入金	4,039	3,965
1年内償還予定の社債	300	300
未払法人税等	36	57
引当金	176	—
その他	1,010	1,222
流動負債合計	15,706	14,757
固定負債		
社債	375	450
長期借入金	4,321	4,635
再評価に係る繰延税金負債	259	259
退職給付引当金	1,625	1,626
その他の引当金	59	56
その他	277	265
固定負債合計	6,919	7,294
負債合計	22,626	22,052
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,508	3,508
資本剰余金	496	496
利益剰余金	△586	△435
自己株式	△4	△4
株主資本合計	3,413	3,565
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△15	△11
土地再評価差額金	389	389
為替換算調整勘定	△677	△729
評価・換算差額等合計	△303	△351
少数株主持分	190	193
純資産合計	3,301	3,407
負債純資産合計	25,927	25,459

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	6,822	7,080
売上原価	6,226	6,154
売上総利益	595	925
販売費及び一般管理費	※1 760	※1 770
営業利益又は営業損失(△)	△164	155
営業外収益		
受取利息	1	0
為替差益	28	1
その他	22	9
営業外収益合計	52	12
営業外費用		
支払利息	87	95
その他	32	56
営業外費用合計	119	151
経常利益又は経常損失(△)	△232	16
特別利益		
固定資産売却益	13	—
貸倒引当金戻入額	13	—
特別利益合計	26	—
特別損失		
災害による損失	—	※2 55
固定資産処分損	0	0
投資有価証券評価損	—	51
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	68
特別損失合計	0	175
税金等調整前四半期純損失(△)	△206	△158
法人税、住民税及び事業税	8	13
法人税等調整額	△27	△10
法人税等合計	△19	2
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△161
少数株主損失(△)	△21	△9
四半期純損失(△)	△166	△151

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△206	△158
減価償却費	470	441
のれん償却額	2	3
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△12	2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△13	△0
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	87	95
為替差損益(△は益)	1	10
固定資産除売却損益(△は益)	△12	0
投資有価証券評価損益(△は益)	—	51
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	68
売上債権の増減額(△は増加)	△102	153
たな卸資産の増減額(△は増加)	12	△2
仕入債務の増減額(△は減少)	△281	△834
その他	61	97
小計	5	△71
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△48	△81
法人税等の支払額	△19	△25
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60	△176
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△1	△32
固定資産の取得による支出	△155	△430
固定資産の売却による収入	—	0
長期貸付けによる支出	△5	—
子会社株式の取得による支出	△222	—
その他	13	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△372	△462
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,420	1,590
長期借入れによる収入	—	400
長期借入金の返済による支出	△795	△654
社債の償還による支出	—	△75
その他	△2	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	622	1,254
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	17
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	209	632
現金及び現金同等物の期首残高	1,010	1,388
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△35	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,184	※1 2,020

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1	<p>会計処理基準に関する事項の変更 資産除去債務に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この結果、営業利益及び経常利益に与える影響はそれぞれ軽微であり、税金等調整前四半期純損失は68百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は64百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
	<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失(△)」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>一部の連結子会社における法人税等の納付額の算定については、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
	該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
※1	有形固定資産減価償却累計額 22,931百万円	※1	有形固定資産減価償却累計額 22,239百万円
2	受取手形割引高 340百万円	2	受取手形割引高 366百万円 うち、期末日(銀行休業日)期日の手形で手形交換日に決済処理した受取手形割引高 29百万円
3	当社においては、資金繰りの安定化と機動的な資金調達及び長期的な資金確保を目的として、取引銀行2行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております。 当該契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 シンジケートローン極度額 5,318百万円 借入実行残高 4,348百万円 差引額 970百万円	3	当社においては、資金繰りの安定化と機動的な資金調達及び長期的な資金確保を目的として、取引銀行2行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております。 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。 シンジケートローン極度額 5,303百万円 借入実行残高 2,533百万円 差引額 2,770百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 荷造運賃発送費 105百万円 給料諸手当 198百万円 賞与引当金繰入額 26百万円 退職給付引当金繰入額 14百万円 減価償却費 9百万円 研究開発費 104百万円	※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 荷造運賃発送費 118百万円 給料諸手当 203百万円 賞与引当金繰入額 38百万円 退職給付費用 12百万円 減価償却費 9百万円 研究開発費 95百万円
		※2	東日本大震災に伴い発生した損失であり、主に生産停止中の固定費や設備等の原状回復費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,634百万円 預入期間が3か月超の定期預金 △ 450百万円 現金及び現金同等物 1,184百万円	※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,470百万円 預入期間が3か月超の定期預金 △ 450百万円 現金及び現金同等物 2,020百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	41,611,458株
A種優先株式	15,000,000株
合計	56,611,458株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	19,225株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	コンデンサ (百万円)	プリント回路 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,803	5,018	6,822	—	6,822
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,803	5,018	6,822	—	6,822
営業損失(△)	△117	△47	△164	—	△164

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分に基づいております。

2 各事業の主要な製品

コンデンサ……アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ

プリント回路……ビルドアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,443	2,160	219	6,822	—	6,822
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,579	1,199	—	2,779	(2,779)	—
計	6,022	3,360	219	9,601	(2,779)	6,822
営業利益又は営業損失(△)	△35	△93	3	△126	(38)	△164

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……シンガポール、マレーシア、タイ、中国

(2) 北米……米国

なお、「欧州」につきましては、第1四半期連結会計期間より、ELNA EUROPE LTD. を連結の範囲から除外したことに伴い、実績が無くなったため記載しておりません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	アジア	ヨーロッパ	北米他	計
I 海外売上高(百万円)	1,754	489	266	2,511
II 連結売上高(百万円)				6,822
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.7	7.2	3.9	36.8

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……シンガポール、マレーシア、タイ、香港、中国

(2) ヨーロッパ……英国、ドイツ、イタリア、スウェーデン

(3) 北米他……米国

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、製品別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部門を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「コンデンサ」及び「プリント回路」の2つを報告セグメントとしております。

「コンデンサ」では、主にアルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサの製造販売を行い、「プリント回路」では、主にビルトアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コンデンサ	プリント回路	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,976	5,103	7,080	—	7,080
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,976	5,103	7,080	—	7,080
セグメント利益	58	97	155	—	155

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、当第1四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度の末日における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 40円17銭	1株当たり純資産額 42円65銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額	3,301百万円	3,407百万円
普通株主に係る純資産額	1,670百万円	1,774百万円
差額の主な内訳		
優先的な株式の払込金額	1,440百万円	1,440百万円
少数株主持分	190百万円	193百万円
普通株式の発行株式数	41,611,458株	41,611,458株
普通株式の自己株式数	19,225株	19,225株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	41,592,233株	41,592,233株

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △3円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失(△) △3円64銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△166百万円	△151百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)	△166百万円	△151百万円
普通株式の期中平均株式数	41,594,376株	41,592,233株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	エルナー株式会社第1回無担保社債
発行年月日	平成22年6月30日
券面総額	750百万円
償還額	75百万円
当第1四半期会計期間末現在の未償還額	675百万円
上場金融商品取引所又は 登録認可金融商品取引業協会名	上場及び登録はしていません
保証会社	住友信託銀行株式会社

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

四半期報告書	第140期	自	平成22年10月1日	平成23年2月14日
	第3四半期	至	平成22年12月31日	関東財務局長に提出

本四半期報告書提出日における当該会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書は本四半期報告書提出日後遅滞なく提出されることが見込まれます。

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成23年5月13日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成23年2月15日に提出。また、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成23年4月1日に近畿財務局長に提出。

③ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

住友信託銀行株式会社	本店	(大阪府中央区北浜四丁目5番33号)
同上	東京営業部	(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)
同上	神戸支店	(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)
同上	横浜支店	(横浜市西区南幸一丁目14番10号)
同上	名古屋支店	(名古屋市中区栄四丁目1番1号)
同上	千葉支店	(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)
同上	大宮支店	(さいたま市大宮区大門町一丁目6番地の1)
株式会社大阪証券取引所		(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所		(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月14日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 久 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

エルナー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 井 久 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。